

## 審 査 基 準

平成28年6月23日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第9条第4項
処 分 の 概 要：許可証の書換え
原権者（委任先）：徳島県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第5条第1項（許可の申請）、 第31条の23において準用する第9条第3項第1号（許可証の記載事項の変更の届出）、 第31条の23において準用する第9条第4項（許可証の書換え） 風俗営業等適正化法施行規則第1条（書換え申請書の提出）、第90条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：徳島県公安委員会（申請書提出先は、営業所所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課）
問 い 合 わ せ 先：徳島県警察本部生活安全企画課（電話 代表 088-622-3101）又は警察署の生活安全課若しくは刑事生活安全課
備 考：